

公営企業等関係資料

資料5-1	公営企業等の更なる経営改革の推進について	P1
資料5-2	経営戦略の策定・改定の推進について	P4
資料5-3	抜本的な改革の推進について	P6
資料5-4	公営企業の「見える化」の推進について	P10
資料5-5	公営企業等の経営改革に係る人的支援について	P22
資料5-6	消費税率引上げへの対応等について	P25
資料5-7	水道事業における持続的経営の確保について	P28
資料5-8	下水道事業における持続的経営の確保について	P33
資料5-9	病院事業における経営効率化・再編等の推進について	P36
資料5-10	第三セクター等の経営健全化の推進について	P40

今後予想される経営環境の変化

急速な人口減少と人口の低密度化

インフラ資産の大規模な更新時期の到来

水道・下水道事業の将来需要の大幅な減少

水道・下水道事業の料金収入の大幅な減少のおそれ

専門人材の確保が困難に

着実な更新のための投資額の増大

+

ハード・ソフトとも将来需要に基づく供給体制の適正規模化の要請

〔 管路等については更新需要の平準化と着実な更新、
浄水場等の施設についてはダウンサイジングや広域化 〕

- 水道・下水道事業の経営環境はさらに厳しさを増していくことが予想される。
- とくに、現時点でも経営条件の厳しい人口が低密度の地域等においては、更なる低密度化により、料金回収率の低下等さらなる経営悪化のおそれ

これまでの延長線上での対策では、
経営が成り立たなくなる可能性が高い。

鍵となるのは、

- 安全かつ安心かつ持続可能な事業の維持更新のための「賢い」投資
- 広域化、民間活用等を含めた「抜本的な改革」
- 水道・下水道事業以外の民間代替性の高い公営企業は、事業そのものの意義を検証した上で、事業廃止、民営化・民間譲渡等を含めた「抜本的な改革」

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴うサービス需要の減少
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において平成32年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

- ✓ 事業そのものの必要性
- ✓ 公営で行う必要性

- ✓ 事業としての持続可能性

- ✓ 経営形態

事業廃止

民営化・民間譲渡

広域化等

民間活用

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(公営企業・第三セクター等の経営抜本改革)

公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進する。

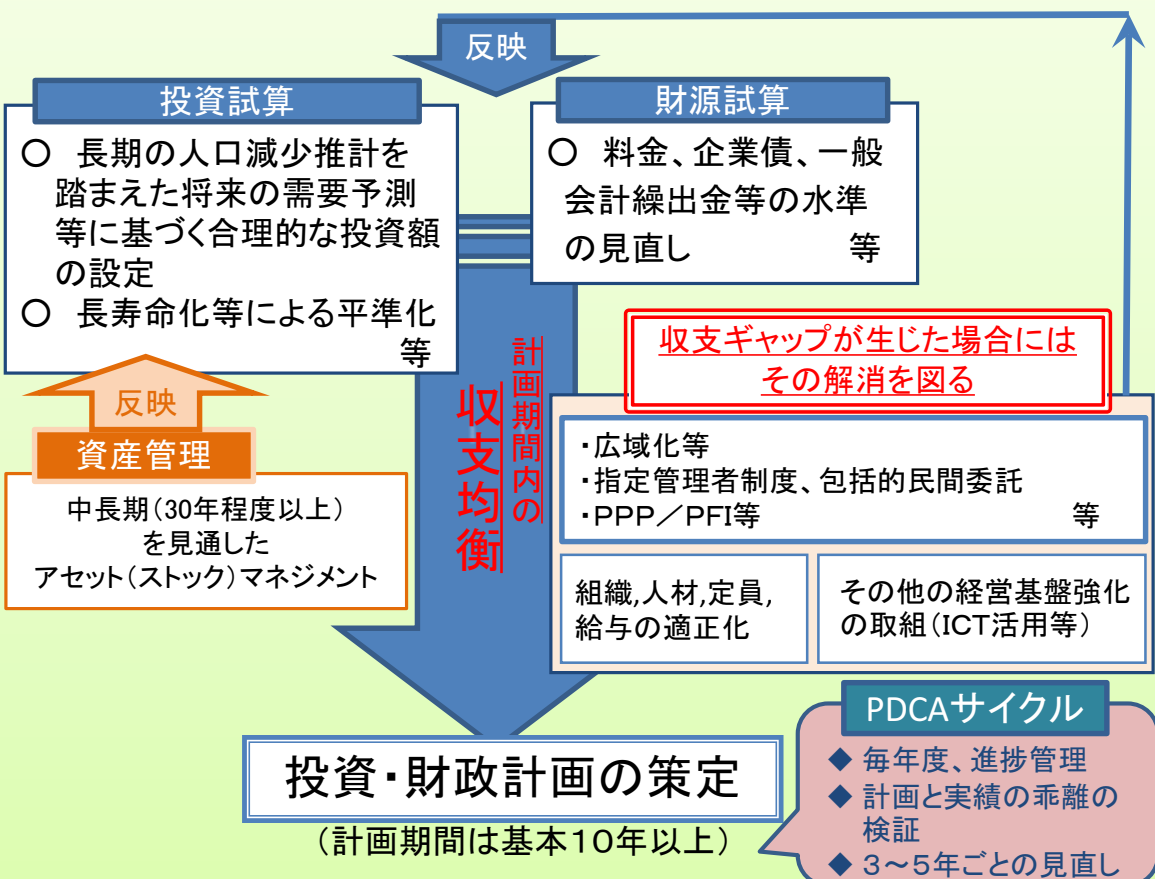
水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。

公営企業の「経営戦略」の策定について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○平成32年度までに策定率100%とすることを要請(平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進。)
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]



経営戦略の策定の推進

- 「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表(平成28年1月)、改訂(平成29年3月)
- ⇒ 「**経営戦略策定ガイドライン**」を再改訂し、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「**経営戦略策定・改定マニュアル**」を作成(平成31年3月)
- 毎年度、経営戦略の**策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表**
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業
 - ・下水道事業の高資本費対策

- 経営戦略の策定・改定に要する経費に対する**特別交付税措置**(平成28~30年度⇒平成32年度まで延長)

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道・下水道における広域化等の調査・検討に要する経費 等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出し(上限額 1,000万円(事業費ベース))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道・下水道における広域化等の調査・検討に要する経費については、**上限額を上乗せ(+1,500万円)**し、重点的に支援

- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定状況等について

経営戦略の策定状況

- 平成32年度までの策定を要請（「新経済・財政再生計画改革工程表2018（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）のKPI：平成32年度までに100%）
- 平成30年3月31日時点の策定率は47.9%。平成32年度までには、策定済み団体を含め、95.0%が策定予定。
- 一方、策定予定年度「未定」の事業の割合が5.0%あり、平成32年度までに一層の策定推進が必要。特に、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、駐車場などの事業は、策定率が低く、かつ、策定予定年度「未定」の事業が多い。

策定予定年度未定の事業への対応

- 実務講習会や、経営戦略の策定・改定に要する経費に対する特別交付税措置、人的支援制度の活用により策定を促す。
- 今後の改定にも対応するため、策定・改定に当たっての留意事項等を解説した「経営戦略策定・改定ガイドライン」と、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を平成31年3月末に策定し公表。

公営企業の経営戦略の策定状況（平成30年3月31日現在）

（単位：事業）

	①策定済 事業数（構成比）	②要請期間内に策定予定			小計 （①+②） 事業数（構成比）	③策定予定年度 未定 事業数（構成比）	合計 事業数（構成比）
		うちH30年度に 策定予定 事業数（構成比）	うちH31年度に 策定予定 事業数（構成比）	うちH32年度に 策定予定 事業数（構成比）			
① 水 道	802 (43.3%)	438 (23.7%)	216 (11.7%)	336 (18.1%)	1,792 (96.8%)	60 (3.2%)	1,852 (100.0%)
うち上水道	579 (43.8%)	338 (25.6%)	161 (12.2%)	215 (16.3%)	1,293 (97.9%)	28 (2.1%)	1,321 (100.0%)
うち簡易水道	223 (42.0%)	100 (18.8%)	55 (10.4%)	121 (22.8%)	499 (94.0%)	32 (6.0%)	531 (100.0%)
② 工業用水道	61 (40.7%)	22 (14.7%)	16 (10.7%)	45 (30.0%)	144 (96.0%)	6 (4.0%)	150 (100.0%)
③ 交 通	14 (17.1%)	22 (26.8%)	10 (12.2%)	28 (34.1%)	74 (90.2%)	8 (9.8%)	82 (100.0%)
④ 電 気	23 (25.0%)	11 (12.0%)	8 (8.7%)	38 (41.3%)	80 (87.0%)	12 (13.0%)	92 (100.0%)
⑤ ガ ス	12 (52.2%)	3 (13.0%)	5 (21.7%)	2 (8.7%)	22 (95.7%)	1 (4.3%)	23 (100.0%)
⑥ 港 湾 整 備	2 (2.2%)	7 (7.5%)	6 (6.5%)	70 (75.3%)	85 (91.4%)	8 (8.6%)	93 (100.0%)
⑦ 市 場	7 (4.7%)	12 (8.1%)	11 (7.4%)	100 (67.6%)	130 (87.8%)	18 (12.2%)	148 (100.0%)
⑧ と 畜 場	0 (0.0%)	5 (10.9%)	1 (2.2%)	32 (69.6%)	38 (82.6%)	8 (17.4%)	46 (100.0%)
⑨ 観 光 施 設	17 (7.1%)	23 (9.7%)	23 (9.7%)	145 (60.9%)	208 (87.4%)	30 (12.6%)	238 (100.0%)
⑩ 宅 地 造 成	17 (5.7%)	26 (8.8%)	16 (5.4%)	162 (54.7%)	221 (74.7%)	75 (25.3%)	296 (100.0%)
⑪ 駐 車 場	6 (3.4%)	17 (9.6%)	12 (6.8%)	119 (67.2%)	154 (87.0%)	23 (13.0%)	177 (100.0%)
⑫ 下 水	2,284 (63.9%)	394 (11.0%)	226 (6.3%)	583 (16.3%)	3,487 (97.6%)	87 (2.4%)	3,574 (100.0%)
合 計	3,245 (47.9%)	980 (14.5%)	550 (8.1%)	1,660 (24.5%)	6,435 (95.0%)	336 (5.0%)	6,771 (100.0%)

（経営戦略の策定状況は、総務省のホームページにおいて公表している。http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html）

抜本的な改革の必要性

現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証^(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改正による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態（事業規模・範囲・担い手）

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等^(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

3つの観点から
4つの方向性を
基本として
抜本的な改革
を検討

事業廃止

民営化・
民間譲渡広域化等
(※2)

民間活用

○ 公営企業の抜本的な改革の方向性等については、総務省が平成28年度に設置した「公営企業の経営のあり方に関する研究会」において検討を行い、平成29年3月に報告書を取りまとめている。

○ 同報告書については総務省HPIにおいて公表しているため、各公営企業におかれては検討に当たって御参照されたい。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koeikigyou/index.html

公営企業の抜本的な改革等の取組状況概要(平成29年度)

- 地方公営企業の各事業体において、その事業の特性に応じた抜本的な改革等の取組が進められている。
- 平成29年度中において、広域化等で106事業、包括的民間委託で65事業など、248事業で抜本的な改革等が実施されている。
- 事業廃止は宅地造成事業、広域化等は下水道事業、包括的民間委託は水道事業・下水道事業において積極的に取り組まれている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方独立 行政法人(導入数) (※1)		広域化等 (※2)		指定管理者制度 (導入数)		包括的民間委託		PPP・PFI (導入数)	
99事業		12事業		2事業		106事業		17事業		65事業		7事業	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
3事業	96事業	3事業	9事業	0事業	2事業	5事業	101事業	0事業	17事業	3事業	62事業	3事業	4事業
水道	1	水道	0	水道	0	水道(※3)	10	水道	1	水道	15	水道	2
工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	1	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	1	病院	1	病院	2	病院	3	病院	2	病院	0	病院	0
下水道	4	下水道	0			下水道	38	下水道	0	下水道	46	下水道	5
簡易水道(※3)	60	簡易水道	0			簡易水道(※3)	55	簡易水道	0	簡易水道	4	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	2			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	0	市場	2			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	0	と畜場	1			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	17	宅地造成	1			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	4	駐車場	0			駐車場	0	駐車場	1	駐車場	0	駐車場	0
観光	0	観光	1			観光	0	観光	6	観光	0	観光	0
その他	0	その他	0			その他	0	その他	1	その他	0	その他	0
介護サービス	10	介護サービス	3			介護サービス	0	介護サービス	5	介護サービス	0	介護サービス	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の一体化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化及び病院事業における再編ネットワーク化等を指す。

(※3) 簡易水道事業の事業廃止(60事業)は、水道事業又は簡易水道事業との統合を含むものであり、広域化等の類型において重複計上しているため、類型ごとの取組事業数の総計と右下部記載の「合計」は一致しない。

合計

248事業

抜本的な改革等の取組に係る取組事例については、「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」として、総務省HPで公開している。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/jirei.html

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

ポイント
改定の

- ・改正PFI法で創設のワンストップ窓口制度、助言制度等の円滑な運用により、国の支援機能の強化を図る
- ・実施主体の経験や地域の実情に応じた支援・負担軽減策の検討等を通じ、実施主体の裾野拡大を図る
- ・空港をはじめとするコンセッション事業等の重点分野に公営水力発電・工業用水道を追加する

PPP/PFI推進のための施策

コンセッション事業の推進

- コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定
- 独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進

公的不動産における官民連携の推進

- 地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進
 - ・公園や遊休文教施設等の利活用推進
 - ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備
 - ・特に市場性の低い地域での優良事例の成功要素抽出・横展開

実効性のあるPPP/PFI導入検討の推進

- 公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施
 - ・国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開
 - ・地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、分かりやすい情報の横展開
 - ・PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体への実施主体の裾野拡大に向けて、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の検討

地域のPPP/PFI力の強化

- インフラ分野での活用の裾野拡大
- 地域・ブロックプラットフォームを通じた**具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激**
 - ・官民対話の普及推進(民間提案の積極的活用等)
 - ・地元企業の事業力強化
 - ・PPP/PFI推進に資するデータの見える化推進
- 情報提供等の地方公共団体に対する支援
 - ・改正PFI法で創設のワンストップ窓口制度、助言制度等の運用による支援強化
 - ・先進的な地方公共団体の取組や組織設計等の分析・横展開、期間満了案件の検証
- PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用

改定版概要

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【**具体的検討6件達成、実施方針目標6件：～平成31年度**】、道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】、クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】、**公営水力発電【3件：～平成32年度】、工業用水道【3件：～平成32年度】**

事業規模目標

21兆円(平成25～34年度の10年間)
〔コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円〕

PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

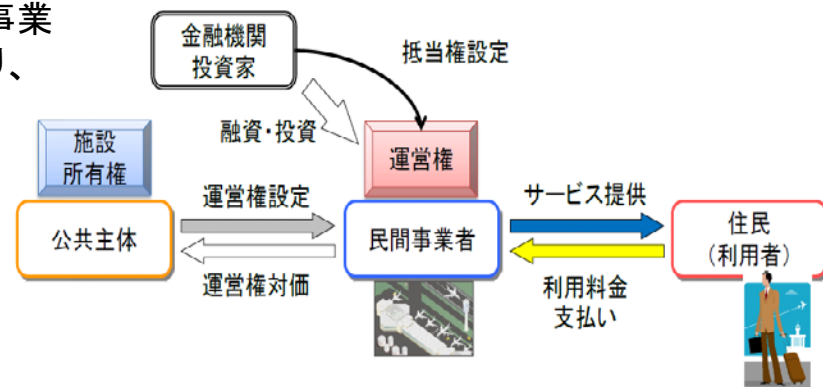
コンセッション方式の概要及び法令改正等の動向

コンセッション方式の概要

- コンセッション(公共施設等運営権)方式とは、PPP/PFI手法のうち、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体等が有したまま、施設の運営に関する権利(公共施設等運営権)を民間事業者に設定する方式(平成23年のPFI法改正により導入)。
- 公共施設等運営権に対する抵当権設定を可能にすることにより、民間事業者の資金調達を円滑化するほか、利用料金の設定が可能な点などにより、経営に対する民間事業者の経営ノウハウ等の発揮が見込める。

《PPP/PFI方式を活用する場合の財政措置の取扱い》

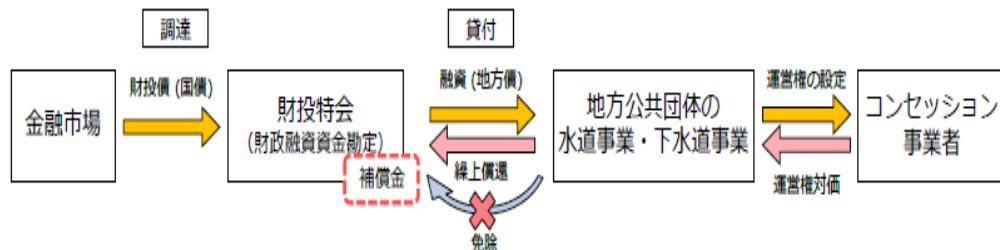
地方公共団体がPPP/PFI方式を活用して事業を行う際の地方財政措置については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」(平成12年3月29日付け自治調第25号自治省財政局長通知)において、団体が直営で事業を行う場合と同等の措置を講ずる旨を記載。



近年の関係する主な法令改正

PFI法

- 平成30年改正により、平成30年度から33年度までの間に、水道・下水道事業についてコンセッション方式を導入した地方公共団体から、当該事業に係る施設の改修等に充てた旧資金運用部資金等の繰上償還の申出があった場合に、補償金の支払を免除できることとされている。



水道法

- 水道法の規定上、水道事業は原則として地方公共団体が経営することとされている(※)ところ、平成30年改正により、地方公共団体が水道事業者としての位置付けを維持しつつ、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる仕組みが導入。
- 地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。

※ 都道府県については、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができる。

公営企業会計適用の意義

公営企業とは：住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況（損益情報・ストック情報等）の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績（毎年度の利益・損失等フロー情報）・財政状態（資産・負債等ストック情報）の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例（議会の議決不要）

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進

➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に

➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進

➤ 企業間での経営状況の比較

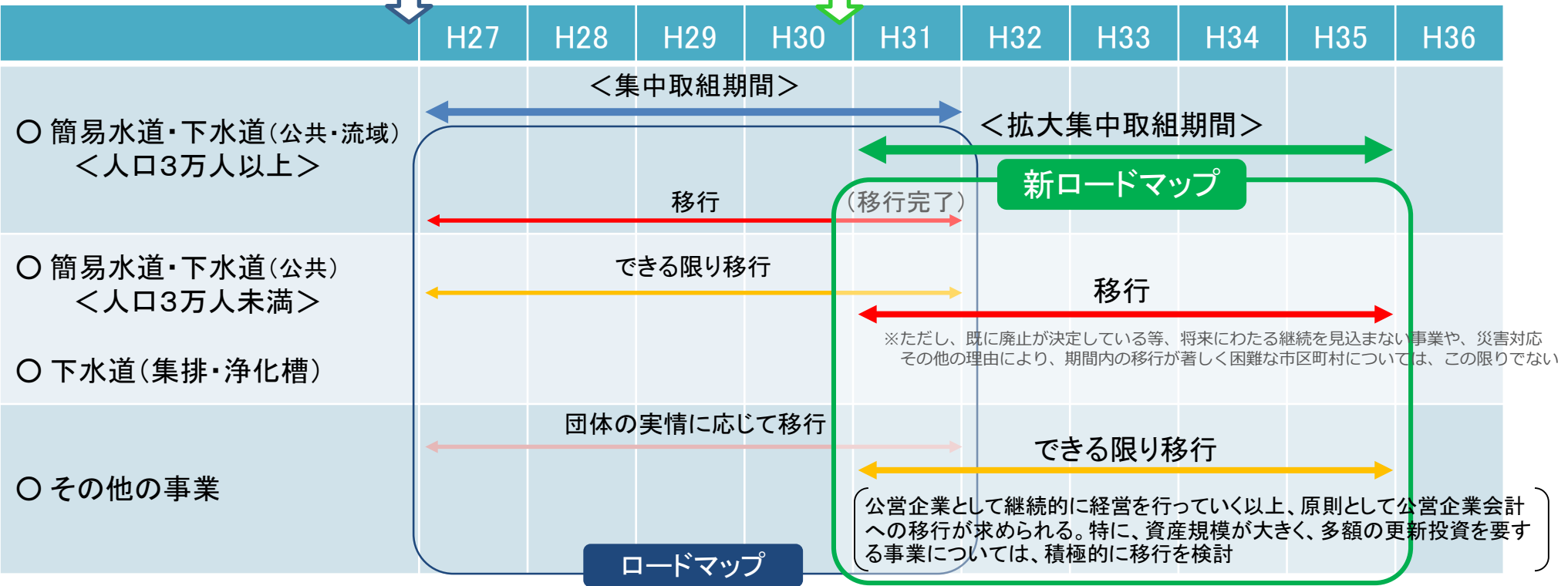
➤ 分かりやすい財務情報に基づく
住民や議会によるガバナンスの向上

➤ 職員の経営マインドの育成

公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請



取組の推進に向けて

新たなロードマップに基づき取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアルの改訂、外部専門家派遣による人的支援(小規模団体に係るモデル事業を含む。)、都道府県による支援体制等の充実を図る。

今後の検討の方向性

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。

公営企業会計適用の取組状況

- 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）及び流域下水道事業）においては99.4%、簡易水道事業においては95.8%であり、取組に大幅な進捗が見られる。
- 一方、人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。））、流域下水道事業、集落排水及び合併浄化槽）においては27.6%、簡易水道事業においては42.9%であり、取組の進捗に差異が見られる。

人口3万人以上の団体

(単位:団体)

人口3万人未満の団体

(単位:団体)

	下水道事業(※1)		簡易水道事業(※3)
	団体数(構成比)	公共下水道事業及び流域下水道事業(※2)	団体数(構成比)
① 適用済	370 (44.8%)	370 (45.5%)	201 (64.6%)
② 適用に取組中	440 (53.3%)	439 (53.9%)	97 (31.2%)
小計(①+②)	810 (98.1%)	809 (99.4%)	298 (95.8%)
③ 検討中	8 (1.0%)	5 (0.6%)	13 (4.2%)
④ 検討未着手	8 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	826 (100.0%)	814 (100.0%)	311 (100.0%)

	下水道事業(※1)		簡易水道事業(※3)
	団体数(構成比)	団体数(構成比)	団体数(構成比)
① 適用済	82 (10.0%)		194 (33.3%)
② 適用に取組中	143 (17.5%)		56 (9.6%)
小計(①+②)	225 (27.6%)		250 (42.9%)
③ 検討中	308 (37.7%)		135 (23.2%)
④ 検討未着手	283 (34.7%)		198 (34.0%)
合計	816 (100.0%)		583 (100.0%)

(※1) 公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

(※2) 「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知)において、「都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。))及び流域下水道(中略)について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。

(※3) 簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している(例えば、H26.4.1以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」として整理している。)

上記の取組状況調査結果については、総務省HPにおいて公表している。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. マニュアル等の作成

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表（平成31年3月）。
- ⇒ 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

2. 人的支援制度

- 市町村に対する専門人材の派遣等により、公営企業会計の適用に係る個別具体的な助言を実施。
- ⇒ 派遣制度の量的・質的な拡充を図るとともに、専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を導入（H31年度～）。

3. 都道府県による市町村の支援

- 現在、各都道府県が市町村を対象として、公営企業会計の適用の推進のための研修等を実施。
- ⇒ 市町村の取組支援のため、都道府県と市町村が参加する体制を構築し、当該体制の下で、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。また、都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置（H31年度～）。

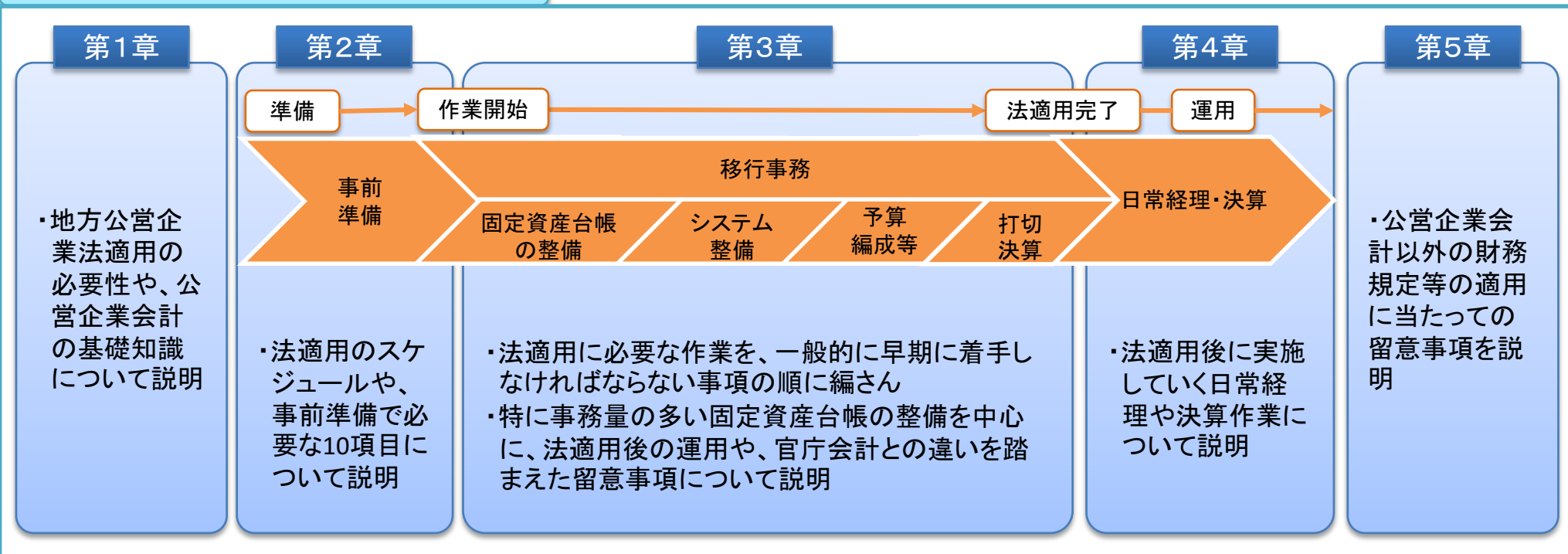
4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債（公営企業会計適用債）を措置。
- ⇒ 下水道事業及び簡易水道事業（重点事業）について、元利償還金に対する交付税措置を継続するとともに、重点事業以外の事業についても交付税措置（H31年度～）。

地方公営企業法の適用に関するマニュアル(平成31年3月改訂版)について

- 公営企業会計の適用に当たって必要となる事務を時系列順に明確化するとともに、事例集や質疑応答集を充実させることで、十分な知見を有していない団体の円滑な取組に資するよう配慮

第1編 地方公営企業法適用の手引



第2編 参考資料

公営企業会計の適用の更なる推進を要請した通知のほか、公営企業会計の適用にあたって必要となる予算・決算の様式や勘定科目(例)を記載

第3編 先行事例集

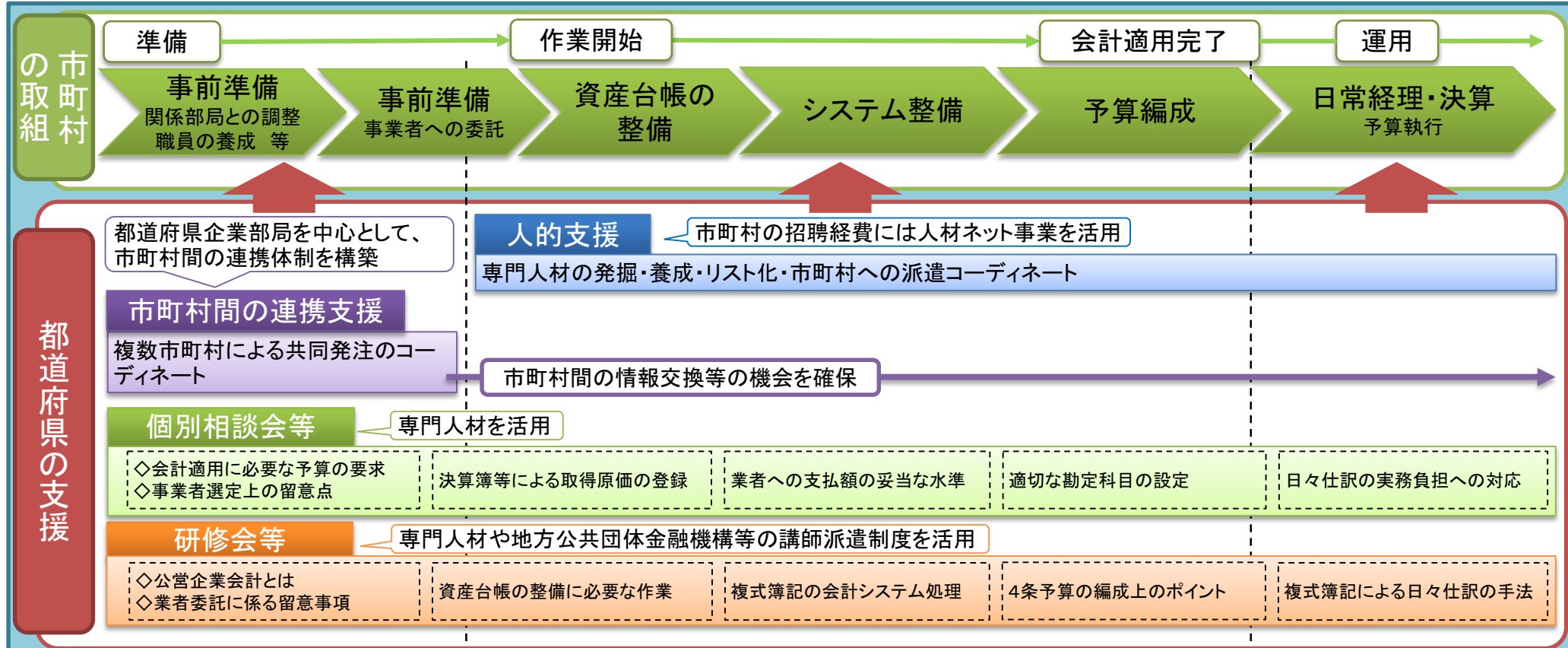
小規模団体及び、簡易水道・下水道事業以外の事業の参考となるよう、平成27年1月に公表した先行事例集以後に法適用した事例を追録

第4編 質疑応答集

人口3万人以上の団体における取組の中で多かった質問等を追録するとともに、財政措置等に関する質疑応答については、現在の措置に沿った記述に更新

都道府県による市町村支援体制の構築

- 新ロードマップの推進に向けて都道府県に対し、個別市町村の状況を的確に把握し、その取組を総合的に支援することを要請。
- 市町村の取組に要する経費(会計適用債の対象)や、都道府県が行う市町村支援に要する経費について、普通交付税措置。



プラットフォーム(都道府県－市町村連絡会議)の設置

都道府県
市町村財政担当部局

都道府県
公営企業部局

有識者・専門人材
(自治体OB等)

- 都道府県は個別市町村の状況を把握し、上記の取組を通じ、適切な助言等を実施
- 市町村は自団体の課題を把握するとともに、他団体との情報交換を通じて取組を促進
- 都道府県が招聘する専門人材のサポートにより、専門性を確保

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

新たなロードマップにおいて、現行の重点事業を含む全ての法非適用事業について公営企業会計の適用を要請することを踏まえ、公営企業会計適用の取組や当該取組に対する支援に要する経費等について、地方財政措置の拡充・新設を行う

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置【拡充】

- 概要: 法非適用事業における公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)。
※ 「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用した場合の、専門人材招へいに要する経費も含む
- 財政措置:
 - － 簡易水道事業[継続] : 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%に普通交付税措置
 - － 下水道事業[継続] : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
 - － 上記以外の事業[新規]: 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 措置期間: 平成31～平成35年度

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置【新規】

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 措置期間: 平成31～平成35年度

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置【新規】

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 平成35年度までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)

総財公第9号
平成31年1月25日

各都道府県知事
各指定都市市長

殿

総務大臣 石田 真敏

公営企業会計の適用の更なる推進について

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増しています。

こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。特に、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組であり、これらの取組を進めるためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となります。また、広域化、民間活用等の抜本的な改革の推進に当たっても、公営企業会計に基づく財務情報を関係者間で共有することが有効です。

こうした観点から、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）について、「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付け総財公第18号総務大臣通知。以下「平成27年通知」という。）により、平成27年度から平成31年度までの5年間で、同法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行されるよう要請するとともに、特に資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業及び簡易水道事業について、重点的な取組をお願いしたところです。

この間、都道府県及び人口3万人以上の市区町村（一部事務組合及び広域連合を含

む。以下同じ。）における下水道事業及び簡易水道事業については、取組に大幅な進捗が見られましたが、一方で、人口3万人未満の市区町村においては、取組の進捗に差異が見られるなど、一層の取組が求められる状況にあります。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれては、法非適用企業に係る公営企業会計への移行について、引き続き、平成27年通知による取組を進めていただくとともに、新たに平成31年度から平成35年度までの5年間で、更なる取組を推進していただくよう、特段の御配慮をお願いします。特に、下水道事業及び簡易水道事業については、引き続き、重点的に取り組まれるようお願いいたします。

なお、総務省においては、従前より公営企業会計の適用について支援措置を講じてきたところですが、地方公営企業法の適用に関するマニュアルの改訂、所要の経費に対する地方財政措置の拡充、公営企業経営アドバイザー派遣事業等の充実などにより、引き続き、助言・情報提供等を行うこととしています。各地方公共団体におかれては、これらを適切に活用し、取組を進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨を周知していただくとともに、市区町村が公営企業会計への移行を円滑に進めることができるよう、関係部局間で十分に連携の上、適切な御助言をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

総 財 公 第 10 号
平成 31 年 1 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長

殿

総務省自治財政局長

公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について

標記については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 18 号総務大臣通知。以下「平成 27 年通知」という。）及び「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 9 号総務大臣通知。以下「平成 31 年通知」という。）により、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）について、各地方公共団体が同法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行することを要請しているところです。

各地方公共団体におかれては、このことを踏まえて、下記の内容に御留意の上、公営企業会計への移行に適切に取り組まれるようお願いします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び関係一部事務組合等に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

なお、「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 19 号総務省自治財政局長通知）のうち、1 (2)に係る平成 31 年度の取扱いについては、本通知によるものとします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 適用の推進について

(1) 取組期間

公営企業会計への移行について、平成 27 年通知においては平成 27 年度から平成 31 年度まで（以下「集中取組期間」という。）、平成 31 年通知においては平成 31 年度から平成 35 年度まで（以下「拡大集中取組期間」という。）をそれぞれ取組期間としており、(2)に掲げる対象事業について、地方公共団体は、遅くとも各

期間の最終年度の翌年度の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることが求められる。

このため、集中取組期間内に公営企業会計に移行することを要請している事業について、遺漏なく移行作業を進めていただくとともに、拡大集中取組期間内に公営企業会計に移行することを要請する事業について、移行作業に未着手の場合にあつては、固定資産台帳の整備をはじめとする移行事務の作業量を把握した上で、必要な人員、予算等の確保をはじめとする諸準備に速やかに着手し、計画的に移行作業を進めることが必要である。

(2) 対象事業

① 下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。以下同じ。）、流域下水道、集落排水及び合併浄化槽をいう。以下同じ。）及び簡易水道事業（以下「重点事業」という。）については、特に公営企業会計を適用する必要性が高いことから、集中取組期間及び拡大集中取組期間において、以下のとおり、公営企業会計への移行に重点的に取り組むことが必要である。

- ・ 都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）については、下水道事業のうち公共下水道及び流域下水道並びに簡易水道事業について、集中取組期間内に移行することが必要であること。集落排水及び合併浄化槽についても、集中取組期間内にできる限り移行することが必要であり、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要であること。
- ・ 人口 3 万人未満の市区町村については、重点事業について、集中取組期間内にできる限り移行することが必要であり、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要であること。
- ・ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、拡大集中取組期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。

② 重点事業以外の事業についても、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められることから、拡大集中取組期間内にできる限り移行することが必要であること。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する公営企業を経営する地方公共団体においては、積極的に移行を検討すること。

(3) 公営企業会計への移行作業に当たっての留意事項

① 複数の法非適用企業を有する地方公共団体においては、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務について、民間事業者等への委託を含め、一括して取り組むことが効率的であること。

② 公営企業会計への移行に伴う固定資産台帳の整備に当たっては、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日付け総務第 14 号総務大臣通知）に基づく固定資産台帳や、下水道法（昭和 33 年法律第 79

号) 第 23 条第 1 項に規定する公共下水道台帳等の活用が可能であること。

また、簡易水道事業については、水道法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 92 号)による改正後の水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 22 条の 3 第 1 項の規定により、水道施設の台帳の作成が義務付けられることを踏まえ実施することが効率的であること。

- ③ 地方公共団体が、水道事業及び地方公営企業法の規定の全部を適用する簡易水道事業を併せて経営する場合又は二以上の下水道事業を併せて経営する場合には、それら共通目的の事業について総合的な経営状況を把握し、財政マネジメントを行う観点から、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて一の特別会計によって経理を行うことも有効な方策となりうること。

2. 都道府県の取組について

拡大集中取組期間において、人口 3 万人未満の市区町村における公営企業会計への移行を一層推進することとしていることを踏まえ、各都道府県においては、市区町村が円滑に移行を進めることができるよう、関係部局間で十分連携し、役割分担を明確化した上で、以下の取組を積極的に実施されたい。なお、具体的な役割分担は、各都道府県の実情に応じ定められたいが、基本的には、市区町村財政担当部局が取りまとめを担い、公営企業を経営する部局及び各事業法に基づく事務を所管する部局が専門的見地から必要な連携を行うことを想定している。

- (1) 連絡会議等(都道府県内の市区町村の取組を支援するためのプラットフォーム)の設置

都道府県内の各市区町村の取組状況の把握、課題の共有、連携強化等を目的として、都道府県及び都道府県内の全ての市区町村が参加する連絡会議等を設置すること。

- (2) 研修会の開催等

市区町村の知見の習得を支援するための研修会(地方公共団体金融機構が実施する講師派遣等の支援事業の活用を含む。)を開催するとともに、他の関係機関が開催する研修等を市区町村に対して周知すること。また、専門人材の活用による個別相談会を開催するなど、きめ細かい支援を行うこと。

更に、公営企業経営支援人材ネット事業の有効性を高めるため、各都道府県と関係を有する専門人材を積極的に確保・養成し、市区町村に対して周知及びあつせんを図ること。

- (3) 事務や発注等の共同化の推進

事務の効率化により市区町村の負担軽減を図るため、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務やその発注等について、各都道府県が中心となり、複数の市区町村による共同化を推進すること。

3. 支援措置について

総務省においては、各地方公共団体において公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、以下の取組を行うこととしている。

- (1) マニュアルの改訂

平成 27 年 1 月に公表した「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」については、全体構成の見直し、各項目の記載内容の充実、質疑応答及び事例集の追加等の改訂を予定しており、移行に当たっては、改訂後の同マニュアルを参考とされたい。

なお、既に公営企業会計を適用している地方公共団体にあっても、同マニュアルを参考として、固定資産台帳の整備・更新や、財務諸表の作成・運用について、適切に対応されたい。

- (2) 地方財政措置の拡充

公営企業会計の適用に要する経費については、平成 31 年度から平成 35 年度までの間、引き続き、公営企業債の対象とする措置を講ずるとともに、重点事業である下水道事業及び簡易水道事業に加え、重点事業以外の事業についても元利償還金に係る地方交付税措置を講ずることとしている。また、2 に掲げる都道府県が行う市区町村への支援に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

- (3) 公営企業経営アドバイザー派遣事業等の充実

公営企業の経営効率化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定及び広域化の検討等について助言を行うため、全額国費による公営企業経営アドバイザー派遣事業を実施しているところであるが、同事業を活用し、人口 3 万人未満の市区町村等を対象とした公営企業会計の適用に係るモデル事業を創設することとしている。

また、外部専門家を招へいし、指導・助言を受けることができる公営企業経営支援人材ネット事業について、派遣人材の充実強化を図ることとしている。なお、同事業を公営企業会計の適用に活用する場合、所要の経費について、(2) に掲げる公営企業債の充当が可能であるが、充当しない場合にあっては、特別交付税措置を講ずることとしている。

- (4) 研修等による情報提供等について

総務省においては、公営企業会計の適用を推進する観点から、引き続き、関係機関と連携し、地方公共団体に対し、公営企業会計の適用に関する研修を行うなど、継続的に情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行うこととしている。

4. その他

- (1) 地方公営企業法の全部適用

公営企業会計の適用に当たっては、経営の機動性・自由度の向上等を図るとともに、広域化等の経営統合による経営基盤の強化を推進する観点から、地方公営

企業法の規定の全部を適用することについても併せて検討することが望ましい。

(2) 資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業で発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずることとしている。

(3) 公営企業会計適用の取組状況等の調査・公表

総務省では、引き続き、毎年度、公営企業会計適用の取組状況等について調査を行い、その結果を公表する予定である。

(4) 公営企業制度のあり方の検討

総務省においては、公営企業を取り巻く経営環境の変化や、中・長期的な課題等への対応を適切に行うため、各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大や、抜本的な改革の更なる推進方策、経営戦略に基づく財政マネジメントの強化方策等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について、検討を行うこととしている。

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

○各公営企業が必要な住民サービスを安定的に継続していくため、これまで以上に経営指標を活用して、現状・課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等にわかりやすく説明する必要があることから、「経営比較分析表」の策定及び公表を要請。

(平成27年11月30日付け公営企業三課室長通知)

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用)の検討
- ・「経営戦略」の策定・改定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

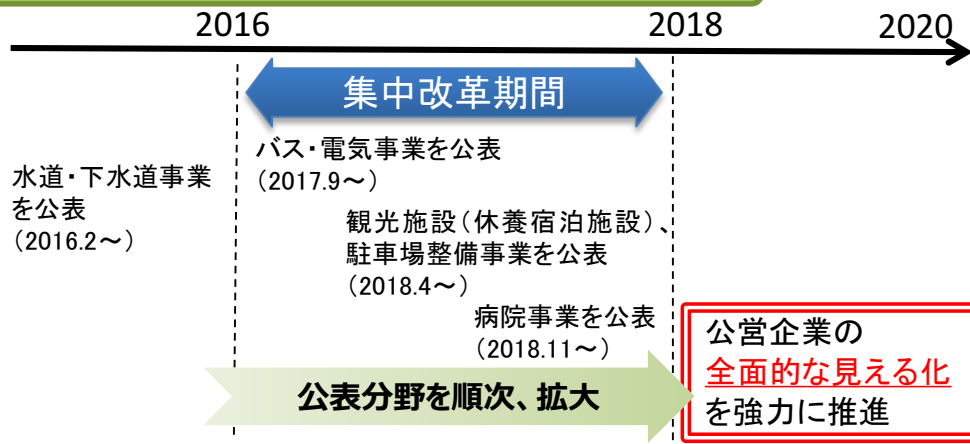
○経営指標

- ① 経営の健全性… 経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② 経営の効率性… 料金回収率、給水原価、乗車効率等
- ③ 老朽化の状況… 有形固定資産減価償却率、管路更新率等

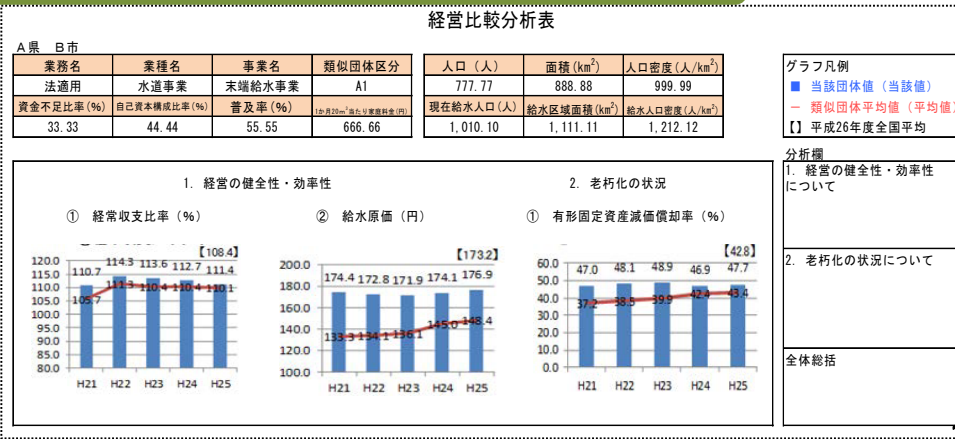
見える化のコンテンツ

- ・各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す指標の経年変化・類似団体比較を示したグラフ・表
- ・各公営企業による分析コメント
- ・毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

更なる対象拡大・内容充実に向けた工程表



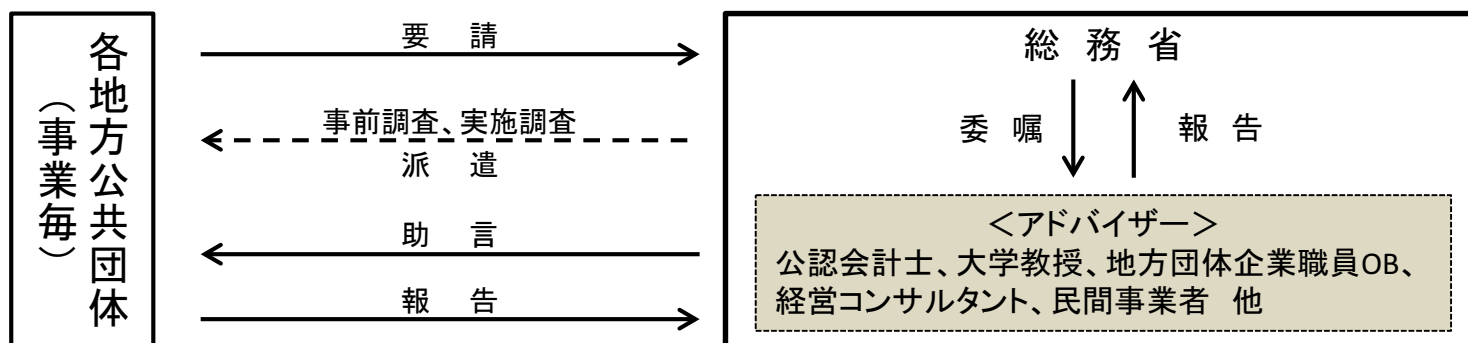
誰もが比較検討しやすいイメージで公表



公営企業経営アドバイザー派遣事業について

- 公営企業の効率化・経営健全化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定、組織管理、情報管理、事業の新展開、新しいサービス実施等について助言等を行い、第三セクターについては、効率化・経営改善等に係る市町村の指導監督を支援している。
- 派遣対象は、公営企業を運営している市町村等と、第三セクターに対して25%以上の出資又は出資割合が25%未満であるものの財政的支援(補助金、貸付金及び損失補償等)を行っている市町村であり、原則として1泊2日×1回の派遣を実施。
- 平成31年度は、公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップを示したことを踏まえ、人口3万人の団体における公営企業会計適用のロールモデルとすることを目的とし、年間を通じた派遣(1泊2日×10回程度)を行うモデル事業を実施。

【スキーム】



(参考)平成30年度派遣実績 21事業(20団体)

事業名	団体名
水道事業 (2事業)	愛媛県砥部町
	熊本県錦町
簡易水道事業 (3事業)	岩手県岩泉町
	岩手県普代村
	岩手県野田村
下水道事業 (4事業)	岩手県普代村
	静岡県掛川市
	愛知県扶桑町
	兵庫県たつの市

事業名	団体名
病院事業 (4事業)	神奈川県茅ヶ崎市
	千葉県匝瑳市
	長崎県病院企業団
	和歌山県串本町
地域開発事業 (2事業)	北海道釧路市
	広島県呉市
第三セクター (6事業)	北海道真狩村
	北海道滝川市
	秋田県羽後町
	滋賀県甲賀市
	山口県下松市
	愛媛県西予市

平成31年度公営企業経営アドバイザー派遣モデル事業について

- 趣旨** 人口3万人未満の団体の公営企業会計適用において、新たなロードマップを示したことから、当該団体を対象として年間を通じた派遣を行い、会計適用のロールモデルとすること。
- 対象団体** 人口3万人未満で簡易水道事業または下水道事業の公営企業会計の適用に取り組む団体。
- 派遣団体の決定** 都道府県が各団体からの要請をとりまとめ、1団体（同時派遣が可能な場合は1グループ）を選定し、提出する。対象団体の人口、派遣対象事業、都道府県のサポート状況（※）、その他特殊状況等を総務省が総合的に判断し決定。
（※）都道府県には、派遣の随行、報告書の取りまとめ・作成、日程調整等をしていただくことを想定しています。
- 派遣アドバイザー** 公認会計士、経営コンサルタント及びその他の有識者。
- 想定日程** 1泊2日×5～10回程度
- 経費の負担** アドバイザーの旅費・謝金は総務省で負担。

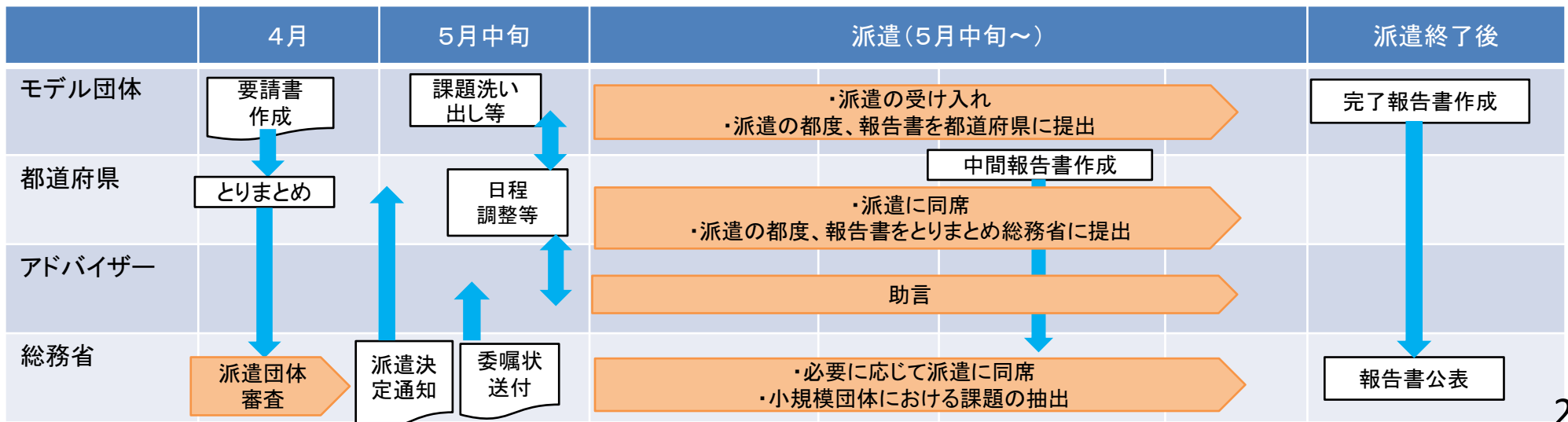
派遣終了時の目標（イメージ）

会計適用には準備段階から通常2年程度を要するが、平成31年度には以下の作業を行い、会計適用完了までの道筋をつけることを目標とする。

- ①会計適用の完了までの行程表の作成
- ②台帳整備に関する作業
 - ・必要な資料の整理
 - ・直近数年分の台帳情報の作成
 - ・それ以外の資産に係る作業に着手
- ③その他システム整備等の発注作業
- ④条例規則等の条文案の作成 等

※具体的な方針については各団体の状況に応じてアドバイザーと調整

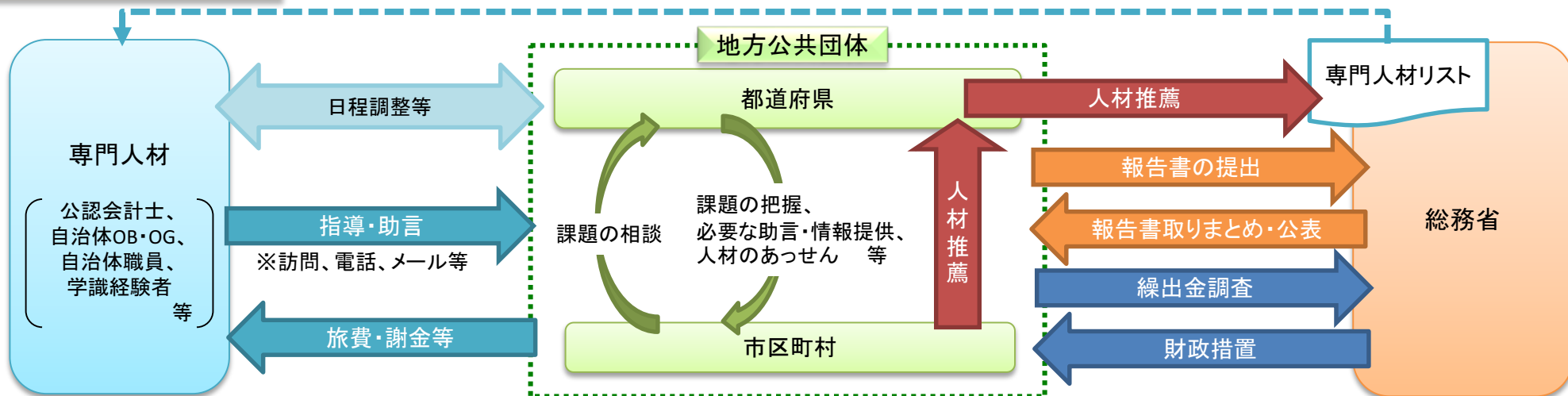
モデル事業スケジュール



公営企業経営支援人材ネット事業について

職員の大量退職等により、事業の経営面に精通した人材が不足する中で、公営企業の経営改革に取り組もうとする地方公共団体が、その諸課題に対応する専門人材を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の専門人材の招へいや経営状況の現状分析などに必要な経費について総務省が支援。

1. 活用スキーム



【活用できる事例】

- ・地方公営企業法の適用(一部適用又は一部適用から全部適用への移行を含む。)
- ・経営戦略の策定・改定
- ・事業廃止、民営化・民間譲渡
- ・水道事業の広域化・下水道事業の最適化等
- ・PPP/PFI、包括的民間委託、指定管理者制度
- ・施設の統合・廃止
- ・新公立病院改革プラン策定(特に再編・ネットワーク化や経営形態の見直しへの取組)
- ・その他、事業を進めるにあたり必要と考えられる事項

2. 人材ネット事業に関する特別交付税措置

(1) 対象経費

- ・専門人材の謝金、旅費
(例：経営戦略の改定に際し、専門人材からの助言を受けるために、定期的に講習会・勉強会を開催するための経費)
- ・経営状況の分析等に要する経費
(例：抜本的な改革の検討に当たり、中長期的な経営の見通しのために必要な調査や情報収集等のための経費)
- ・その他(会場借上費、印刷費等)
⇒ **対象経費の上限額200万円(年間合計額)**

(2) 地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2(100万上限)について一般会計から繰り出すこととする。
- ・一般会計繰出額の1/2(50万上限)について特別交付税措置を講ずる。

消費税率の引上げ

- 平成30年12月27日 : 「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」(平成25年8月1日 物価担当官会議申合せ)の一部改正
- 平成31年 3月27日 : 国の平成31年度予算の成立

＜事業者としての立場から納税等を行う地方公共団体、地方独立行政法人、地方公社、第三セクターが対応すべき事項＞

【売上】公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処すること

【仕入】転嫁対策特別措置法を遵守し、仕入先に対して転嫁拒否行為等を行わないこと

軽減税率制度

＜軽減対象資産＞

- ・酒類及び外食を除く飲食料品
- ・定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

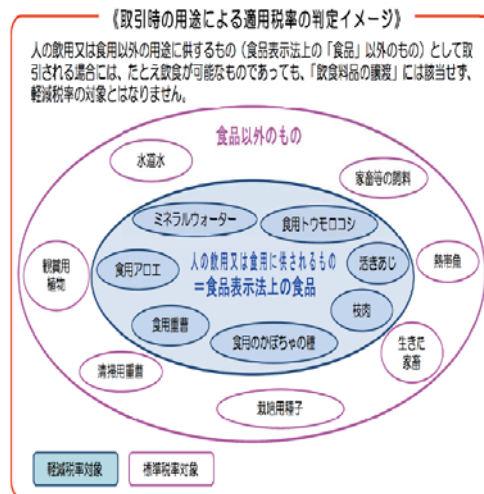
＜適用時期＞

- ・2019年(平成31年)10月1日～
(適格請求書の保存は2023年(平成35年)10月～)

＜対応が必要な事項＞

- ・税率ごとに区分して取引を記録(区分経理)
- ・区分経理に基づく適正な税額計算と申告
- ・区分経理した帳簿及び区分記載請求書等の保存

※ 申告・納税義務がない会計等においても、取引を行う事業者から区分記載請求書等の交付を求められる可能性があるため、軽減対象資産の譲渡を行う場合は対応が必要



出所: 国税庁HP

電子申告義務化

＜義務化の範囲＞

- ・すべての地方公共団体(会計単位)
- ・地方独立行政法人、第三セクター等については、資本金等の額が1億円超の法人

＜適用時期＞

- ・2020年(平成32年)4月1日以後開始する課税期間

＜対象書類＞

- ・申告書及び申告書添付書類のすべて

＜電子申告のために必要な事項＞

- ・e-Taxで利用可能な電子証明書及びICカードリーダーライタの取得

公営企業における軽減税率制度の影響

1. 消費税納税義務者(消費税法第60条)

地方公共団体が特別会計を設けて行う事業(例:水道事業、病院事業等の公営企業)は、基準期間の課税売上が1,000万円未満となる場合を除き、申告・納税義務がある

2. 適用される税率

		消費税率	地方消費税率	合計
～2019年(平成31年)9月		6.3%	1.7% (国税の17/63)	8%
2019年(平成31年)10月～	【標準税率】	7.8%	2.2% (国税の22/78)	10%
	【軽減税率】	6.24%	1.76% (国税の22/78)	8%

3. 公営企業における軽減対象資産の例

<売上> ※飲食料品の販売は直営で行っているものに限る

事業等	軽減税率の対象の例
水道事業、簡易水道事業	販売用にペットボトルに充填した飲料水
交通事業	車内、船内等で販売する飲食料品
病院事業	院内の売店で販売する飲食料品
市場事業	場内で販売する飲食料品
観光施設事業	宿泊施設等の売で行う飲食料品の販売、レストランのテイクアウト

<仕入>

事業等	軽減税率の対象の例
全事業共通	会議費等の費目で支出する弁当代、お茶等の飲食料品
病院事業	病院食の材料費
観光施設事業	レストランで提供する食事の材料費
介護サービス事業	場内で販売する飲食料品

※ 病院事業における健康保険法の規定に基づく入院時食事療養費に係る病院食の提供、介護サービス事業における介護保険法に基づく居宅サービス、施設サービスに係る食事の提供は非課税

主要な事業等における経営改革の取組

- 水道事業 P28
- 下水道事業 P33
- 病院事業 P36
- 第三セクター等 P40

人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保のために、「水道財政のあり方に関する研究会」報告書を踏まえ、下記のとおり整理。

今後の具体的な取組方策

1. 「水道広域化推進プラン」による広域化の推進

- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進すること。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果が最も期待できること。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果が期待できること。
- このため、各都道府県においては、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、広域化の推進方針やこれに基づく具体的取組の内容等を記載した「水道広域化推進プラン」を平成34年度末までに策定し、その取組を推進すること。また、水道事業者である市町村等においては、都道府県とともに同プランに基づく水道事業の広域化に積極的に取り組むこと。

2. アセットマネジメントの充実

- 水道事業における大規模な事業用資産を将来にわたり適切に維持・更新していくため、中長期の視点に立った需要の変動と供給体制の見通しを踏まえた適切なアセットマネジメントに基づき、更新投資を着実に進めること。
- アセットマネジメントを実施していない団体においては、速やかに取組に着手するとともに、実施している団体においても、その水準を高めること。

3. 着実な更新投資の促進

- 水道は住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、国民生活に大きな影響を与えることから、すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、着実な更新投資を進めること。
- このため、一定の経営努力を前提としつつ、経営条件が厳しく、現状において更新投資が進んでいない団体においても着実な更新投資が実施されるよう、地方財政措置を拡充することとしており、これらの団体においても、適切に対応すること。

4. 料金収入の確保

- 資産の大量更新時期が到来する中、更新投資に要する経費が増大する一方、料金収入の大幅な減少が懸念されるため、経営戦略の策定等を通じ経営基盤の強化を図る観点から、収支均衡を図るための計画的に料金水準を改定すること。

5. 民間活用の推進

- 広域化と併せて、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI等の民間活用の取組も積極的に検討すること。

6. ICT、IoT等の先端技術の活用

- 既に、多くの水道事業において、浄水場等の集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されていること。
- 今後は、水道スマートメーターによる自動検針や漏水情報の自動収集等についても、実証実験の結果を踏まえ、活用を検討すること。

平成31年度より取り組む施策

1 広域化の推進

1. 都道府県による「水道広域化推進プラン」の策定(平成34年度末まで)を推進
2. 広域化に係る地方財政措置の対象を地方単独事業まで拡充し、一般会計等からの繰出金(地方負担額の1/2)に係る地方交付税措置率を拡充(50%→60%)
3. 高料金対策について広域化の際の激変緩和措置を創設

2 更新投資の促進

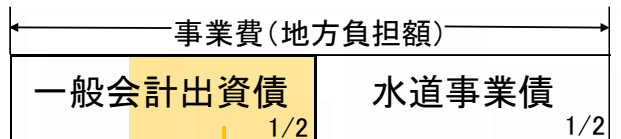
4. 管路の耐震化に係る地方財政措置の延長(5年間)
5. 経営条件の厳しい団体に対する地方財政措置の拡充
(一般会計等からの繰出: 1/4→1/2)

水道事業の広域化、更新投資に係る地方財政措置の拡充

1. 多様な広域化の推進

- 都道府県に対し、平成34年度末までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請(H31.1.25 総務省・厚生労働省連名通知)
- 同プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加
- 交付税措置率を50%から60%に拡充

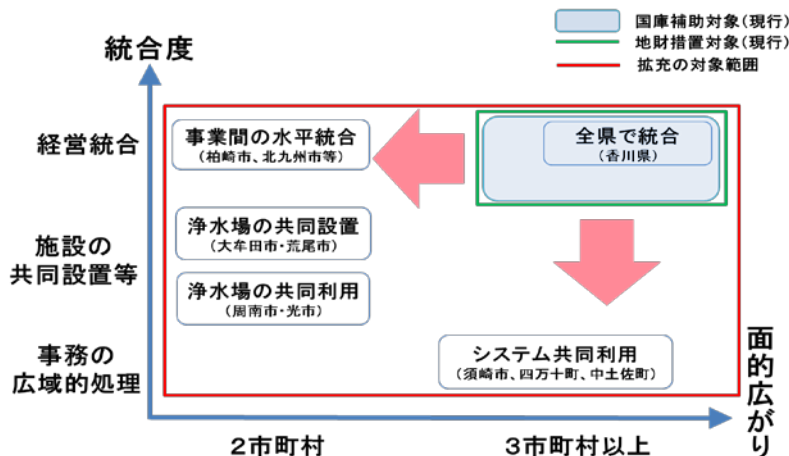
【地方単独事業】



元利償還金の60%を普通交付税措置

- 上水道高料金対策について広域化に伴う激変緩和措置を創設

<多様な広域化(イメージ)>



2. 着実な更新投資の促進

- 着実な更新投資と災害対策を進めるため、管路の耐震化に係る地方財政措置を5年間延長(H35まで)
- 一定の経営努力(※1)を前提として、経営条件の厳しい団体(※2)について、一般会計からの繰出を1/4から1/2に拡充

【特別対策分の創設】

※1 供給単価(有収水量1m³当たり給水収益)が全国平均以上

※2 次の要件①または②を満たす団体

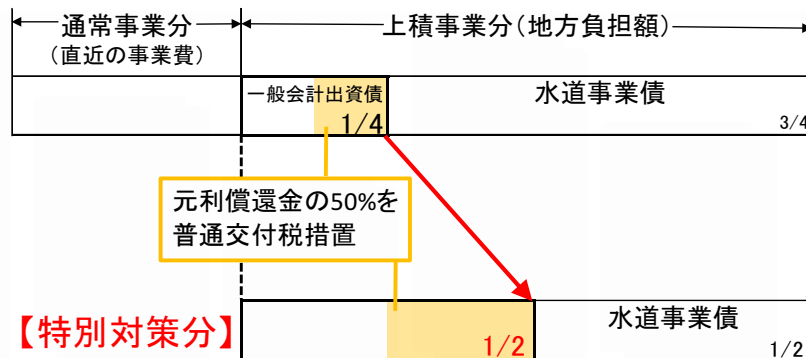
①経営条件が厳しいこと

有収水量1m³当たり資本費が全国平均の2倍以上

②管路更新負担が大きいこと

有収水量1m³当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ

有収水量1m³当たり管路延長が平均の2倍以上



【特別対策分】

「『水道広域化推進プラン』の策定について」

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組を進めていくため、都道府県に対し、平成34年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

- (1) 水道広域化推進プランについて
市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、**広域化の推進方針**や、これに基づく**当面の具体的取組の内容等**を定めるもの。
- (2) 策定主体、策定体制
策定は、**都道府県**が行うこと。
市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、**関係部局が連携し一元的な体制を構築**すること。
- (3) 策定スケジュール、公表等
平成34年度末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。
策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る項目について、**人口減少や更新投資需要の増大等**を反映し、**現状と将来見通し**を明らかにすること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
地域の実情を踏まえた**広域化のパターンごと**に、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、**広域化の効果**を明らかにすること。
- (3) 今後の広域化に係る推進方針等
(1)及び(2)に基づき、**今後の広域化の推進方針**並びに今後進める広域化の**当面の具体的取組の内容**(想定される広域化の圏域とその方策)及び**そのスケジュール**について記載すること。

3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

- (1) 策定のためのマニュアル
策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。
- (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組
都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。
- (3) 水道基盤強化計画との関係
水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するものであり、**最終的には水道基盤強化計画に引き継がれる**ことを想定。
- (4) 都道府県水道ビジョン等との関係
水道広域化推進プランの策定に当たっては、**都道府県水道ビジョン**や、区域内の水道事業者が策定した**経営戦略の記載内容の活用**が可能。
- (5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進
水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、**水道事業の広域化に取り組む**ことが重要。

4. 地方財政措置等

水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「**生活基盤施設耐震化等交付金**」の対象とするとともに、地方負担額について、平成31年度から平成34年度までの間、**普通交付税措置**を講ずる。
また、水道広域化推進プランに基づき実施する**広域化のための施設やシステムの整備**に要する経費について、**地方財政措置**を講ずる。

1 現状と将来見通し

ア 自然・社会的条件に関すること
水道事業者に係る基礎的事項、給水人口、産業の動向といった自然・社会的条件に関すること

イ 水道事業のサービスの質に関すること
水安全計画の策定状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること

ウ 経営体制に関すること
職員の状況、業務委託の状況、広域化の状況といった経営体制に関すること

エ 施設等の状況に関すること
水源の状況、給水能力、浄水場や管路等の耐震化・経年化の状況といった施設等の状況に関すること

オ 経営指標に関すること
更新経費、収益的支出、水道料金、収益性・安全性等の経営指標に関すること

(1)現状

- ・左記のア～オの事項について、図表等を用いながら分かりやすく現状を分析
- ・都道府県水道ビジョンや各事業者の経営戦略等も活用

(2)将来見通し

- ・中長期の課題を把握分析するため、40～50年程度の期間を設定
- ・客観的な人口推計、施設・設備の老朽化の状況等を各項目に反映
- ・アセットマネジメント、官民連携、ダウンサイジング等の経営方針を各項目に反映

(3)経営上の課題

現状と将来見通しを踏まえて明らかとなった課題を列举(例)

- ・水需給の不均衡
- ・災害への対応
- ・職員数の減少
- ・有収水量の減少に伴う、施設利用率の低下
- ・老朽化、耐震化対策の必要性
- ・料金収入の減少
- ・更新需要の増大
- ・経営状況の悪化

2 広域化のシミュレーションと効果

(2)広域化のシミュレーション

- ・(1)で設定した広域化パターンごとにシミュレーションを実施し、効果を算出
- ・(1)で設定した広域化パターンを組み合わせ、左記のア～オの事項に基づき、広域化した場合の複数の将来見通しを策定
- ・実際には、各都道府県における広域化の検討状況等を踏まえ、先行してシミュレーション等を実施している団体の事例等も参考に実施

比較

効果の算出

- ・設定した複数の将来見通しについて、自然体での将来見通しと比較し、定量的・定性的に総合的な効果を分析

(1)広域化パターンの設定

- ・経営統合や施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、広域化の多様な類型の中から、圏域や当該地域における実現可能性等も踏まえ、検討を行う広域化パターンを設定
- ・既存の圏域を基本としたシミュレーション等を行うことも考えられるが、広域化の類型によっては圏域を超えた広域化パターンの検討も重要

3 今後の広域化に係る推進方針等

(1)広域化の推進方針

- ・広域化のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後の広域化の推進方針を記述

(2)当面の具体的取組内容及びスケジュール

- ・当面実施する具体的取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会の開催など、水道広域化推進プラン策定時において決まっていることを記載
- ・特に、地方単独事業については、事業を具体的に実施する前に、事業目的や事業期間、事業費概算などを記載し、策定時において決まっている他の広域化に係る事業(国庫補助事業等)との関係性も含め、広域化推進方針に照らした事業の整合性を明らかにすることが重要

今後、人口減少等に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化等に伴う更新需要の増大など、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことが予想される中、下水道事業の持続的な経営の確保のために、「下水道財政のあり方に関する研究会」中間報告書を踏まえ、下記のとおり整理。

今後の具体的な取組方策

1. 広域化・共同化の推進

地財措置の拡充も踏まえ、下記の事項に取り組むこと。

- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も財政効果が高い。市町村内の事業の接続も含め、検討すること。
- 市町村間の接続の場合、接続先市町村においても処理場の余剰能力を活用して施設の維持に必要な収入確保策として、検討すること。
- 市町村間の統合は、調整に難航するケースが多い。「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日付け総務省自治財政局準公営企業室長等通知)も踏まえ、都道府県が調整に取り組むこと。

2. 最適化

- 人口推計や将来の需要予測等も十分踏まえ、下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理方式から、地域の実情に応じた効率的な整備手法の選択を検討すること。

3. ICTの利活用

- 職員(特に技術職員)が減少する中、事業の安定的な継続のためには、ICTを活用した維持管理の効率化が必要。ICTを活用した処理場の遠隔監視など、広域化・共同化の取組としても検討すること。

4. 民間活用

- 包括委託、PFI、コンセッション等について、地域の実情を踏まえ導入を検討すること。
※地財措置は直営とPFI方式で同等の措置を実施。
- 事業、地方団体を越えた事務委託の共同発注を検討すること。

5. 適切なストックマネジメントに基づく老朽化対策

- 今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上も影響が大きくなると懸念されている。経営戦略やストックマネジメント計画の策定を通じて、計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うなど、適切にストックマネジメントに取り組むことにより、施設の長寿命化や事業量の平準化に努めること。

6. 公営企業会計の適用等

- 公営企業会計の適用が、広域化の検討の大前提となるケースが多く、早急に着手すること。

下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置の拡充

趣旨

人口減少や施設の老朽化等に伴い、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化・共同化の推進を図るため、地方財政措置を講ずる。

財政措置の概要

1. 広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置

① 対象事業

- 終末処理場等の整備(現行措置)に加え、既存施設の統合に必要となる管渠等を対象に追加
※ 統合先市町村の広域化関連事業を含む。

- 複数市町村の広域化(現行措置)に加え、市町村内の広域化も対象に追加

② 財政措置

- 地方負担額の100%に下水道事業債を充当し、処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
※ イメージは右表及び図参照

③ 激変緩和措置

- 下水道事業が事業統合を行う場合、高資本費対策の激変緩和措置(据置5年+激変緩和5年)を講じる。

2. 都道府県の「広域化・共同化計画」の策定等の広域化・共同化の推進に要する経費について普通交付税措置

<財政措置のスキーム> 交付税措置率(事業費補正分)

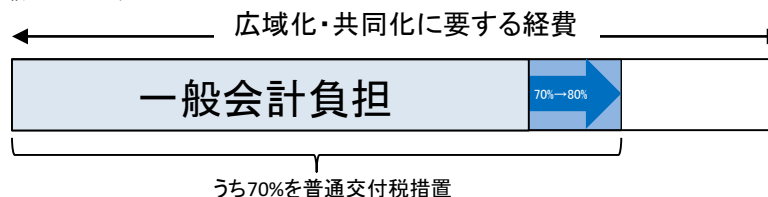
処理区域内人口密度(人/ha)	通常分	広域化分
25未満	44%	56%
25以上50未満	37%	49%
50以上75未満	30%	42%
75以上100未満	23%	35%
100以上	16%	28%

※ 通常分については、上記のほかに単位費用措置あり

※ 広域化分については、一般会計の負担を増額(3～7割→4～8割)し、その70%を交付税措置

※ 集落排水については、25未満と同等の措置

《処理区域内人口密度25人/ha未満の例》



- モデル県（秋田県、岩手県、静岡県、島根県、熊本県）における先行検討を基に、広域化・共同化計画策定にあたっての基本的な進め方を整理。
- 参考としてモデル県における検討事例も掲載。

1 総論

- ・人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の老朽化に伴う大量更新期の到来等、経営環境が厳しさを増すなか、持続可能な事業運営を推進するために広域化・共同化計画を策定。
- ・計画策定にあたっては、都道府県が主体となって、市町村と連携して広域化・共同化計画を策定。

※本マニュアルは「都道府県構想策定マニュアル」のうち、「整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定」として広域化・共同化計画を検討する場合に活用する。本マニュアルに基づき検討した結果、地域バイオマス利活用を含む広域的な下水汚泥利活用について検討する場合には、「下水汚泥広域利活用検討マニュアル」を参照する。

2 基礎調査

- ・汚水処理事業の現状（人口、職員数等）や関連計画等を収集。
- ・人・モノ・カネの観点から現状分析と将来予測を行い、課題等を整理。
- ・市町村に対するアンケート等により意向調査を行い、ブレインストーミング等により意識を醸成。

3 広域化・共同化ブロック割の検討

- ・基礎調査の結果や地理的要因、歴史的な文化圏等を総合的に勘案してブロックに分割。
- ・ブロックごとの共通課題を抽出・整理。

※ブロック割は、検討を進める中で必要に応じて再編。

4 広域化・共同化メニュー案の検討

5 広域化・共同化計画への位置づけに向けた具体的な検討

- ・基礎調査の結果、市町村が意欲的に取り組みたいメニューや、共通課題を解決するために考えられるメニュー等について都道府県が提案し、メニューごとに実施する市町村のマッチングを検討。
- ・広域化・共同化メニューの効果検討、計画への位置づけに向けた詳細な検討（役割分担、法制度、事務手続き等）。
- ・計画への位置づけに向けた関係団体等との調整。

6 広域化・共同化計画のとりまとめ及び進捗管理

- ・実現に向けたロードマップを整理し、検討成果を取りまとめて広域化・共同化計画を策定。
- ・着実な実行のための計画の点検、進捗管理（概ね5年に1回程度の見直しの必要性検討）。

- へき地等における医療や、救急・周産期・災害等の不採算・特殊部門に係る医療の多くを公立病院が担っている中、赤字である公立病院の割合は、平成22年度以降増加傾向。
- 総務省においては、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請したところ、平成30年11月末で全ての公立病院が新公立病院改革プランを策定済。
- 引き続き、地域医療構想調整会議における今後の公立病院の役割等に関する議論の進捗に留意するとともに、公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

経常収支が赤字である病院の割合

○全病院数に占める経常損失・経常利益を生じた病院数の割合
(地方独立行政法人を含む)

■ 経常損失を生じた病院数
□ 経常利益を生じた病院数

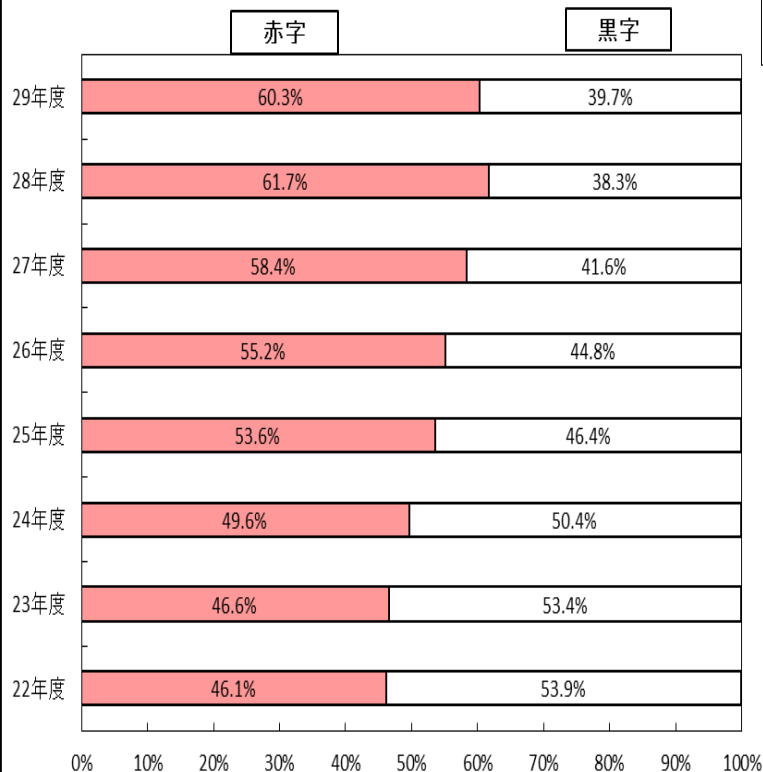
【参考】
診療報酬の改定率

▲1.31%

+0.10%
(H26改定は消費増税分を除けば
実質▲1.26%)

+0.004%

+0.19%



新公立病院改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

1 新公立病院改革プランの策定を要請

- (1) 策定時期: 地域医療構想(※)の策定状況を踏まえつつH27年度又はH28年度中
- (2) プランの内容: 以下の4つの視点に立った取組を明記

(※)都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要病床数と目指すべき医療提供体制等を内容とする地域医療構想を策定(H27～)(平成29年3月31日現在、全ての都道府県で策定済)。

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

・病床機能、地域包括ケア構築等を明確化

経営の効率化

・経常収支比率等の数値目標を設定

再編・ネットワーク化

・経営主体の統合、病院機能の再編を推進

経営形態の見直し

・地方独立行政法人化等を推進

2 都道府県の役割・責任を強化

○再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

3 地方財政措置の見直し

(1)再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度～)

〔 通常の整備 …… 25%地方交付税措置
再編・ネットワーク化に伴う整備 …… 40%地方交付税措置 〕

(2)特別交付税措置の重点化(H28年度～)

○措置率(8割)の導入、都道府県の役割・責任の強化、財政力に応じた算定

○公的病院等への措置も公立病院に準じて継続

再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に係る地方財政措置

新公立病院改革プランに基づき行われる公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置(平成32年度までの措置)。

① 複数病院の統合

- 関係する複数病院が、統合により1以上減となることが原則。
- 経営主体も統合されていること。



原則として整備費全額が対象

② 相互の医療機能の再編

- 機能分担による病床規模又は診療科目の見直しを伴うことが必要。
- 経営主体が統合されていること。



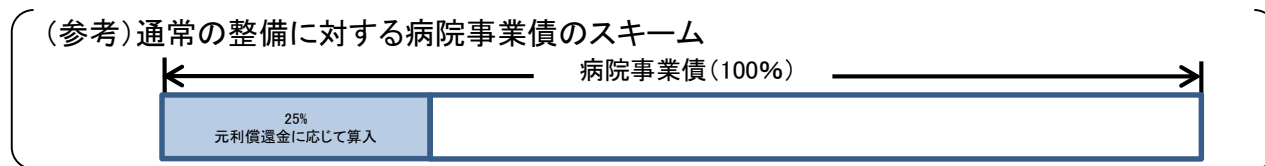
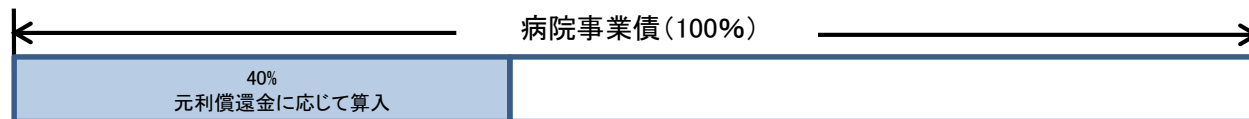
再編に係る経費のみが対象

〔対象経費の例：遠隔医療機器、情報システムの統合整備費、高度医療施設、高度医療機器など〕

※ただし、経営主体の統合を伴わない場合でも、以下に掲げる全ての取組が行われていれば再編に係る経費を対象とする。

- ・機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
- ・共同購入等による医薬品、診療材料等の効率的調達
- ・医師の相互派遣による協力体制の構築
- ・医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築

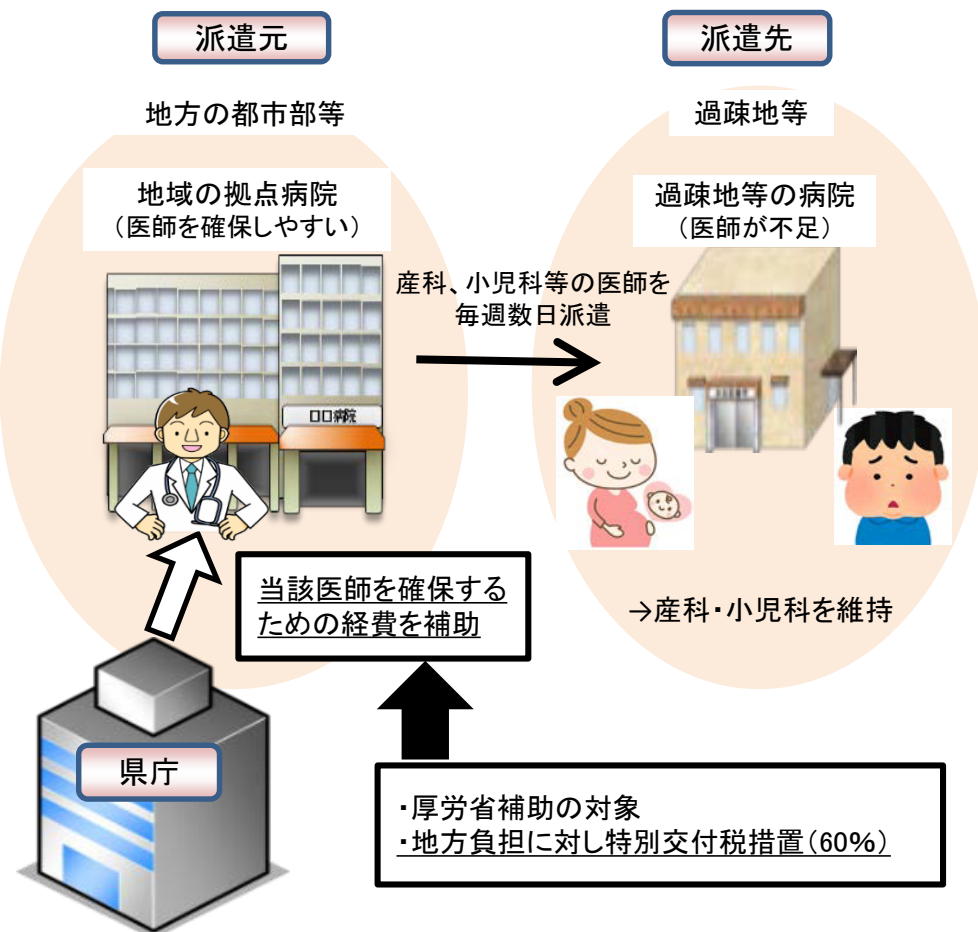
病院事業債の特別分の対象：元利償還金の40%を普通交付税措置〈特別分〉



医師確保対策に係る地方財政措置の創設

医師派遣

- 過疎地等の病院は、近年、深刻な医師不足が原因で、医業収支が悪化。
- 拠点病院からの医師派遣により、過疎地の産科、小児科等を維持・確保する。



遠隔医療

- 遠隔医療は深刻な医師不足に悩む過疎地等の病院の診療に大きく寄与。
- 遠隔医療は5G導入の主要メリットの一つに挙げられ、未来投資戦略2018やデジタルファーストの推進においても明記。

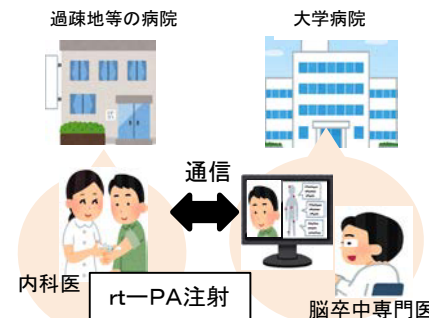
地方財政措置

- 導入を促す観点から、遠隔医療システムの導入に要する経費(病院事業債で措置済のハード整備を除く)について、特別交付税措置(60%)を講じる。
- 想定される経費の例
 - 1 遠隔診療用タブレット購入費(機器購入費)
 - 2 技術的サポート経費(報酬、旅費)
 - 3 テスト運用経費(報酬、旅費)
 - 4 画像伝送先病院との調整(旅費、日当)
 - 5 院内マニュアル等作成(需要費、印刷費)
 - 6 職員説明会・研修費(報酬、講師旅費)
 - 7 需要調査費(通信運搬費)

※ 拠点病院はサーバ・カメラ・ディスプレイ(約1千万～)を、サテライトの病院や診療所ではカメラ・ディスプレイ(約100万円)を設置するのが通常だが、これらは病院事業債の対象となる。

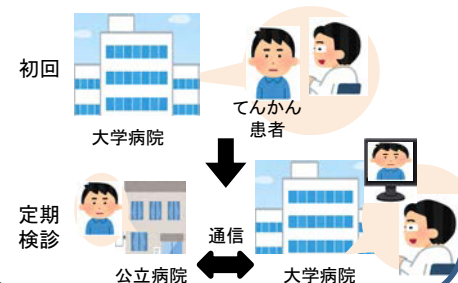
事例①

発病後4時間半以内の診療が求められる脳卒中患者にrt-PA注射(脳卒中の速効治療)が可能になる。



事例②

てんかん患者が大学病院で受診。長距離移動が困難なため、回復後数ヶ月毎の定期検診を過疎地の病院等で遠隔診療によって実施。



総 財 準 第 7 号
医 政 発 0125 第 1 号
平 成 31 年 1 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総 務 省 自 治 財 政 局 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

医師派遣等に対する財政措置について

近年における地域の深刻な医師不足を踏まえ、医師の確保が困難な地域における公立病院の医師の確保等に資するよう、別紙のとおり財政措置を充実することとしたので通知する。

各地方公共団体においては、この趣旨や地域医療構想調整会議の議論の結果、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）により都道府県が医師確保計画を策定し、対策を講じることとされていること等も踏まえ、財政担当部局及び医療福祉担当部局で連携し、地域の実情に応じて積極的に取り組んでいただきたい。

また、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

1 趣旨

公立病院の医師確保に資するよう、医師の確保が困難な地域の公立病院に対して、地域の拠点病院等が医師を派遣するケースにおいて、総務省と厚生労働省で協議のうえ、財政措置を講じる。

また、同様の趣旨から、遠隔医療システムを導入する公立病院に対する財政措置を拡充する。

2 財政措置

(1) 医師派遣について

① 特別交付税措置

既存の特別交付税措置に係る医師派遣に要する経費のほか、今般、地域の拠点病院等（公立病院、公的病院等）が、医師の確保が困難な地域の公立病院に対して医師を派遣する際、当該医師の確保に要する経費に係る地方公共団体（他の地方公共団体の公立病院への派遣に限る。）の一般財源所要額について、その 60%を特別交付税で措置する。

② 地域医療介護総合確保基金

地域医療介護総合確保基金に係る医師派遣に要する経費は、事業区分「IV 医療従事者等の確保・養成のための事業」により、財源として充当が可能であるため、地域医療構想調整会議の議論の結果を踏まえ、地域医療構想の実現に資する範囲で活用されたい。

(2) 遠隔医療システムについて

公立病院における遠隔医療システムの導入に要する経費（病院事業債の対象となるものを除く。）への地方公共団体の繰出しに対し、その 60%を特別交付税で措置する。

3 留意事項

- (1) 2 (1) ①の財政支援を受けようとする地方公共団体は、地域医療対策協議会の議論や、医師確保に係る都道府県医療計画の内容に則り、補助対象とする医師派遣全体の計画を策定し、総務省に提出する。
- (2) 医師派遣については、派遣元病院と派遣先病院が相互に医師を派遣する場合は 2 (1) ①の財政措置の対象とならない。
- (3) その他 2 (1) ①の財政措置の詳細については、別途総務省から連絡する。

第三セクター等の経営改革の推進

【第三セクター等の経営健全化方針の策定推進】

- 平成21年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革の推進等により、経営健全化に一定の成果。
- 引き続き、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化に取り組むこととしている(平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知)。
- 相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各地方公共団体に対し、経営健全化のための方針を平成30年度末までに策定・公表するよう要請(平成30年2月)。

<方針の対象法人及び作成主体>

- 地方公共団体が出資(原則として25%以上)を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人等のうち、一定の条件に該当する法人と関係を有する地方公共団体。

<方針の主な内容>

- 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与
- 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討
- 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応
 - ・ 法人自らによる経営健全化のための具体的な対応
 - ・ 地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応
 - ・ 財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール
 - ・ ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

第三セクター等の状況について

第三セクター等の状況に関する調査結果（平成30年3月31日現在）

区分	法人数	うち 経営状況把握 法人数	うち		うち	
			黒字法人数	構成比	債務超過法人数	構成比
第三セクター	6,619	5,372	3,242	60.3%	193	3.6%
・ 社団法人・財団法人	3,152	2,943	1,529	52.0%	13	0.4%
・ 会社法法人	3,467	2,429	1,713	70.5%	180	7.4%
地方三公社	745	745	423	56.8%	36	4.8%
・ 地方住宅供給公社	41	41	32	78.0%	6	14.6%
・ 地方道路公社	32	32	26	81.3%	2	6.3%
・ 土地開発公社	672	672	365	54.3%	28	4.2%
合計	7,364	6,117	3,665	59.9%	229	3.7%

財政的リスクの状況調査結果

○ 平成29年度決算における第三セクター等のうち、①地方公共団体が損失補償・債務保証、貸付（長期・短期）を行っている法人、②地方公共団体の出資割合が25%以上かつ債務超過の法人に対して行った「第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの調査結果」は、以下のとおり。

単位：法人数

法人分類	全体	I 債務超過法人	II 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社	III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合(※1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(※2)相当以上の法人	IV 経常赤字又は当期正味財産が減少している法人
		法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)
第三セクター	706 (59.5%)	183 (83.6%)	—	14 (26.9%)	310 (65.5%)
地方三公社	480 (40.5%)	36 (16.4%)	33 (100.0%)	38 (73.1%)	163 (34.5%)
合計	1,186 (100.0%)	219 (100.0%)	33 (100.0%)	52 (100.0%)	473 (100.0%)

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%（東京都5.47%）、市区町村11.25～15.00%

総務省HPより抜粋（URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html）